

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 中小企業の設備投資促進税制

生産性向上設備投資促進税制が 2017 年 3 月 31 日をもって廃止されます。2017 年 4 月 1 日以降、中小企業(※1)を対象とする主な設備投資促進税制は、つぎのとおりです。

※1 資本金 1 億円以下で大法人の子会社ではない法人等で、青色申告書を提出している法人

制 度	対象資産	優遇措置												
中小企業経営強化税制 (新設)	生産性向上設備(※2) または 収益力強化設備(※3)に該当する減価償却資産のうち、つぎの資産	【特別償却】 取得価額×100%												
	<table><tr><td>区 分</td><td>取得価額 (1 台ごと)</td></tr><tr><td>機 械 装 置</td><td>160 万円以上</td></tr><tr><td>工 具</td><td>30 万円以上 (工具は、測定器具・検査工具のみ)</td></tr><tr><td>器 具 備 品</td><td>30 万円以上 (工具は、測定器具・検査工具のみ)</td></tr><tr><td>建物附属設備</td><td>60 万円以上</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>70 万円以上</td></tr></table>	区 分	取得価額 (1 台ごと)	機 械 装 置	160 万円以上	工 具	30 万円以上 (工具は、測定器具・検査工具のみ)	器 具 備 品	30 万円以上 (工具は、測定器具・検査工具のみ)	建物附属設備	60 万円以上	ソフトウェア	70 万円以上	または
	区 分	取得価額 (1 台ごと)												
	機 械 装 置	160 万円以上												
	工 具	30 万円以上 (工具は、測定器具・検査工具のみ)												
	器 具 備 品	30 万円以上 (工具は、測定器具・検査工具のみ)												
	建物附属設備	60 万円以上												
ソフトウェア	70 万円以上													
		【税額控除】 取得価額×7%(※4)												
	※2 設備メーカーが工業会等から生産性が旧モデル比 1%以上向上の証明を受けた資産	※4 資本金 3,000 万円以下の中小企業は、「×10%」												
	※3 中小企業が、投資利益率 5%以上想定 of 投資計画として経済産業大臣の確認を受けた資産													
中小企業投資促進税制 (延長)	生産設備として事業供用した減価償却資産のうち、つぎの資産	【特別償却】 取得価額×30%												
	<table><tr><td>区 分</td><td>取得価額 (1 台ごと)</td></tr><tr><td>機 械 装 置</td><td>160 万円以上</td></tr><tr><td>工 具</td><td>120 万円以上</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>70 万円以上</td></tr><tr><td>車両運搬具</td><td>総重量 3.5t 以上</td></tr></table>	区 分	取得価額 (1 台ごと)	機 械 装 置	160 万円以上	工 具	120 万円以上	ソフトウェア	70 万円以上	車両運搬具	総重量 3.5t 以上			
	区 分	取得価額 (1 台ごと)												
	機 械 装 置	160 万円以上												
	工 具	120 万円以上												
	ソフトウェア	70 万円以上												
車両運搬具	総重量 3.5t 以上													
		資本金 3,000 万円以下の中小企業は、税額控除 (取得価額×7%) との選択可												
中 小 企 業 活 性 化 税 制 (延長)	指定事業（卸売業、小売業、サービス業及び農林水産業）のため、経営改善指導(※5)を受けて取得した減価償却資産のうち、つぎの資産													
	<table><tr><td>区 分</td><td>取得価額 (1 台ごと)</td></tr><tr><td>器 具 備 品</td><td>30 万円以上</td></tr><tr><td>建物附属設備</td><td>60 万円以上</td></tr></table>	区 分	取得価額 (1 台ごと)	器 具 備 品	30 万円以上	建物附属設備	60 万円以上							
	区 分	取得価額 (1 台ごと)												
	器 具 備 品	30 万円以上												
建物附属設備	60 万円以上													
	※5 税理士や会計士などによる売上や利益などの経営改善計画の指導													

お見逃しなく！

1. 中小企業経営強化税制の適用を受ける場合は、資産の取得前に、国から経営力向上計画の認定を受ける必要があります。
2. 建物・構築物は、企業立地促進法により、地域中核事業計画として国の確認をうけた場合、特別償却 (取得価額×20%) または税額控除 (取得価額×2%) を受けられます。